

●香川県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により高松広域都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成21年6月30日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 都市計画を変更する土地の区域
高松丸亀町商店街G街区西及び東
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 縦覧場所
香川県土木部都市計画課